

善監委告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

令和2年11月11日

善通寺市監査委員 藤岡博文
善通寺市監査委員 壽賀崎久

令和2年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

令和2年4月1日から令和2年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民生活部	環境課 隣保館 東原児童館 高橋会館
保健福祉部	保育所（善通寺・竜川）
消防本部	消防総務課 予防課 消防署
教育委員会 事務局	教育総務課 東中学校 西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館） 市民会館 図書館

3 監査の期間

令和2年10月5日（月）から令和2年10月19日（月）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き実施した。

なお、監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して、実施した。

また、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので、省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正に行われていた。

また、比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善又は検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

個別指摘事項

(環境課)

ごみ収集等の契約について

ごみ収集等は、現在、香川県シルバー人材センターの派遣社員49人により業務が行われている。これらの仕事は、今年度、請負業務から派遣業務に変更になった。しかし、これらの業務形態が適しているかには一考を要するものがある。その理由は、今年度、派遣業務に変更となっても事故が減っていない。今後、これらのことを勘案し、適正な業務形態の在り方について検討されたい。

(教育総務課)

① 小学校の土地賃貸借契約の更新について

昨年の定期監査において指摘した小学校施設の土地賃貸借契約について、一部の土地は新しく契約を締結されているが、その他の契約は、契約の見直しをせずに、自動更新されている。早急に、相手方と協議し、新たな賃貸借契約を締結されたい。

② 学力向上の取組みについて

令和元年度の全国学力調査(国語)は、香川県小学6年生の平均回答率が65%(全国平均63.8%)であり、平成30年度の63.5%(全国平均63%)より1.5ポイント高く全国17位である。しかし、本市6年生の成績は、全国平均より若干低

く、県学習状況調査（国語）においても同様となっている。このことを踏まえ、市教育委員会は、以前から市独自の予算により小学生基礎学力定着事業に着手し、国語の学力向上を目指しているほか、パワーアップ事業及び土曜日充実事業等を取り入れているが、県内の小学校と差があることは、これら事業間の連携を検証することができていないと考えられる。市教育委員会は、今後も、「各事業間の連携が図られているのか」をさらに小学校側に指導されたい。また、保護者の方々には、共に、児童の学力が伸びる環境作りに協力いただくよう働きかけをされたい。

（生涯学習課）

① 公民館の清掃業務請負契約について

8公民館は、市の会計年度任用職員1人と清掃業務等に携わる仲善広域シルバー人材センター会員1人で管理運営されている。一方、公民館業務は、コミュニティー業務が加わり多様化している。現在の清掃等請負契約は、市職員とシルバー会員の役割分担が明確なため、契約外の指示ができない形態である。今後、市民のニーズに寄り添う観点から、派遣契約等の導入が可能かを検討されたい。

② 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）地図の公表について

市有と民有の土地には、多くの弥生時代の遺跡がある。市の場合、東仙遊町住宅跡地及び五条団地跡地等である。しかし、市民は、このような遺跡が埋蔵されている地域を示す遺跡地図を、ホームページ等で安易に見ることができない。今後、文化財保護法第95条（埋蔵文化財包蔵地の周知）の規定に基づき、ホームページ等で公表することが、文化都市善通寺の発展に寄与すると考えられるので検討されたい。

（市民会館）

図書館移転後の空きスペースの利活用について

図書館は、令和3年10月に休館し、令和4年1月から新庁舎2階で開館する予定である。そこで、この図書館跡スペースを利活用する事案が生じてくる。利用形態によれば、予算が伴う場合があるので方針を検討されたい。